

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民訴・民執・民保Ⅰ】

頁数	問題番号	誤	正
58	5-17	○	×

【民訴・民執・民保Ⅱ】

頁数	問題番号	誤	正
84	16-25 4行目 右記のと おり変更	したがって、当事者が期日外において裁判所に対し請求の放棄をする旨の書面を提出している場合は、その当事者が口頭弁論の期日に出頭してその旨の陳述をしていなくても、請求の放棄の効力が生じることがある。	